

消費税法改正に伴う条例規則の改正について

消費税法改正に伴い、久留米市地方卸売市場田主丸流通センター条例及び同条例施行規則の施設使用が以下のとおり改定されました。

1 施行日 令和元年10月1日

2 使用料の変更 下表のとおり

【久留米市地方卸売市場田主丸流通センター施設使用料明細】

[単位:円]

No.	使用者	施設	面積	新単価	旧単価	《参考》 年額 ※令和2年度以 降	《参考》 年額 ※令和元年度ま で
1	田主丸町植木 農業協同組合	中小物会場	6,000	264	258	1,584,000	1,548,000
		鉢物会場	2,608	580	569	1,512,640	1,483,952
		事務所	500	1029	1010	514,500	505,000
		買荷保管積込所	100	646	634	64,600	63,400
		建物小計				3,675,740	3,600,352
		土地使用料	16,600	178	174	2,954,800	2,888,400
		植木農協小計				6,630,540	6,488,752
2	福岡園材	関連店舗	100	765	750	76,500	75,000
3	みよし食堂	食堂	50	858	841	42,900	42,050
		合計				6,749,940	6,605,802